

《 許 可 基 準 表 》

・八幡市の屋外広告物の規制に関する基準を定める規則第7条にて規定

種類		面積	高さ・幅	その他の要件
広 告 塔	① 路上広告塔		高さ=2m以下 幅=高さの1/3以下	
	② 屋上広告塔		高さ=設置建築物の高さの1/3以下 上端の高さ=地上から46m以内 幅=建築物又は工作物の幅の1/3以下	永久構造物
	③ 一般広告塔		高さ=地上から30m以内 (木造は地上から10m以内) 幅=高さの1/3以下	信号機のある道路の交差点から20m以上離れた箇所に設置すること 見通し並びに車両及び歩行者の通行を妨げない位置並びに高さで設置すること
軒 下 広 告 物	① 壁面に直接設置するもの (直描を含む)	設置壁面の1/2以下	長さ=設置壁面の同一方向の長さを超えないこと	道路上に突き出ないこと
	② 突き出して広告面が壁面と平行なもの	設置壁面の2/3以下かつ20㎡以下	長さ=設置壁面の同一方向の長さを超えないこと	道路上に突き出ないこと
	③ 突き出して広告面が壁面と直角なもの	10㎡以下		道路上に突き出ないこと
屋 上 広 告 物	① 洋風屋根に設置するもの		縦=3m以下 横=屋根幅の2/3以下	永久構造物 屋根面に直描しないこと
	② 和風屋根に設置するもの		縦=2m以下 横=屋根幅の2/3以下 上端の高さ=大棟を超えないこと	
立 看 板			縦=2m以下 横=1m以下 高さ=30cmの脚を有すること	掲出期間30日以内 道路上に設置しないこと
建 植 広 告 物		30㎡以下	上端の高さ=地上から6m以内	形状は、著しい異形でないこと 上下二段以上の複合でないこと
塀 垣 広 告 物		塀垣面の面積の1/2以下	上端の高さ=塀垣の高さを超えないこと	2個以上並べて設置する時は上端が同一の高さであること 塀垣面に直描しないこと

種類		面積	高さ・幅	その他の要件
アーチ	広告物		縦=2m以下	設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域
気球	広告物		球形で直径3m以下 綱の長さ45m以下	ネット面に広告物を設置すること 補助綱を用いること
横断	幕		縦=1m以下	設置場所は、繁華街又はこれに準ずる地域
幕	広告		幅 =1.5m以下 長さ=11m以下	幕は布地を用いること
はり	紙	1㎡以下	一辺の長さ1m以下	掲出期間30日以内 形状は、著しい異形でないこと

※許可後に上記の基準を満たさなくなった場合には、許可を取り消すことがあります。
(八幡市の屋外広告物の規制に関する基準を定める規則第3条の2にて規定)